

令和7年度宇部工業高等専門学校の課外活動に係る活動方針

1. 活動時間及び休養日

- (1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に取り替える。)
- (2) 1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日(学期中の週休日を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、第1項を遵守し、かつ学生主事の許可を得た場合、週15時間以内の活動時間であれば、平日の活動時間の延長を認める。
- (3) 平日の課外活動は、18時15分までとする。ただし、活動時間延長届の提出により、20時に下校できる時間まで延長できる。
- (4) 週休日の課外活動は、8時30分から18時までとする。
- (5) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、学生が十分な休養を取ることができるとともに、課外活動以外にも多様な活動をできるよう、1週間以上の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (6) 学外施設利用の場合は、現地集合・解散可とし、活動時間は第2～4項と同様とする。
- (7) 原則として、定期試験の1週間前から全ての試験終了までは課外活動は行わない。ただし、大会参加等、事前に学生主事に許可を得た場合は、必要最小限の活動のみ可能とする。

2. 課外活動の安全管理

- (1) 平日の課外活動は、学生部教員が安全管理を行う。
- (2) 週休日の課外活動は、土曜日は課外活動巡視員を配置して安全管理を行う。日曜日に課外活動を行う場合は、当該部活の責任においてクラブ指導教員または課外活動指導員(以下「指導員」という。)を配置して安全管理を行う。
- (3) クラブ指導教員は、実施前月の20日までに1ヶ月単位の練習計画書(日時、場所、指導員を記入)を学生係へ提出すること。

3. 引率について

大会等の引率者は指導員とし、1週間のうち1日以上以上の休日が必ず確保できるように、各クラブ指導教員が相談のうえ引率者を割り振ること。